

10 日本農業経営学会大会開催規程

第1条 この規程は、会則第5条第1項に基づき大会開催について定める。

第2条 大会は年1回とし、シンポジウムと個別研究発表会及びその他を併せて行う。

第3条 大会の企画、開催は理事会または常任理事会の議を経て決定し、開催日の2ヶ月以前に会員に通知する。

第4条 本規程の改廃は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

1. 本規程は昭和58年10月22日から施行する。
2. 規程の一部を平成08年07月20日から改正する。
3. 規程の一部を平成25年09月21日から改正する。